

令和8年度事業計画書

群馬県農業共済組合

基本計画

近年は気候変動に伴い、猛暑や渇水、線状降水帯による大雨、さらには大規模地震など、自然災害による被害は甚大化する傾向にある。このような状況に加え、輸入依存度の高い生産資材は材料コストが上昇しているにもかかわらず、販売価格に十分な転嫁ができておらず、肥料や飼料コストの増加が収益を圧迫する状況が続いており、農業経営に深刻な影響を与えている。

このような中で、農業経営のセーフティーネットである「収入保険制度」と「農業共済制度」の二つの農業保険制度の重要性はこれまで以上に高まっている。

令和7年4月には、令和6年に改正された食料・農業・農村基本法に基づく初の「食料・農業・農村基本計画」が閣議決定された。その中で農業保険については、激甚化している自然災害により甚大な農業被害が発生している状況を踏まえ、農業経営への影響や農業保険の利点を発信し、その推進を図るとともに、収入保険では市場価格の低下等への備えとしても重点的に実施することとされている。

本組合は、農作物の品目の枠にとらわれず、あらゆるリスクに対応できる収入保険制度の普及推進を優先的に進め、特に農業共済制度の補償対象外作物を栽培している農業者の推進を重点的に取り組むこととする。

農業共済制度は、頻発するひょう害等に対応するため、園芸施設共済のさらなる加入推進や農作物共済・畑作物共済および果樹共済の白色申告農家に対しては全相殺方式への加入移行を図り、青色申告者に対しては収入保険の加入推進を図る。

業務運営に当たっては、コンプライアンスの遵守および内部監査によるガバナンス強化を徹底し、組合員から信頼される事業運営を行うこととする。さらに業務経費の削減がより一層求められる中、組織を挙げて事務の効率化および業務経費の適正執行を推し進めていくものとする。

■引受計画と実施方策

農作物共済

1. 引受計画

近年頻発する災害リスクへの備えとして、農業保険への加入が基本との考えのもと、農業者に充実した補償を提供するため、青色申告者には収入保険への加入を勧め、収入保険を選択しない農業者には、農作物共済への加入の重要性を十分に説明し、無保険状態にならないよう強く加入を勧める。

水稻については、現在、半相殺方式の加入が大半を占めているが、半相殺方式では近年の記録的な高温の影響による白未熟粒の発生など、品質の低下による損失を補償することができない。今後も高温等による品質低下の発生が懸念されることから、品質低下による損失も補償可能な品質方式への加入を勧める。品質方式を選択しない農業者や、白色申告書等で収穫量の把握が可能な農業者には、品質方式を除き最も充実した補償となる全相殺方式への加入を勧める。さらに、すべての水稻共済加入者に対して、一筆半損特約の付加を推奨し、補償の充実を図る。

なお、地域農業再生協議会等、関係機関と連携して有資格農業者を的確に把握し、未加入者に対してはパンフレット等を配付するほか、一定規模以上を作付する農業者には戸別訪問による推進を積極的に行い、無保険者の解消に取り組む。

麦については、ほとんどの農業者が概ね全量を農業協同組合等へ出荷していることから、災害収入共済方式または全相殺方式への加入を勧める。さらに、すべての麦共済加入者に対し、一筆半損特約の付加を推奨し、補償の充実を図る。

また、麦は経営所得安定対策における畑作物の直接支払交付金の対象作物であることから、同対策に係る麦の栽培実態および有資格農業者を的確に把握し、未加入者に対しては全戸別訪問して引受拡大に取り組む。

引受目標は、水稻 7,398ha、麦 3,362ha とする。

2. 実施方策

農業保険法・事業規程および要綱等に基づき、適正な事務処理を行うとともに、補償の充実と未加入者の解消を図るため、次の事項に努める。

- (1) コンプライアンスに基づく適正な事務処理の徹底
- (2) 関係機関との連携による有資格農業者の把握並びに未加入者の加入推進
- (3) 青色申告者に対する収入保険への加入推進
- (4) 品質低下も補償可能な水稻品質方式、麦災害収入共済方式への加入推進
- (5) 白色申告者に対する全相殺方式への加入推進
- (6) 一筆半損特約付加による補償充実の推奨

家畜共済

1. 引受計画

飼料価格や人件費、エネルギー価格の上昇等による生産コストの構造的高止まりにより畜産経営は厳しい現状となっている。そのような中、不慮の災害、傷病等による被害に備え安定的な畜産経営に資するため、家畜共済への加入が重要であることを周知するとともに、飼養形態等に応じた個々のニーズにあった加入プランを作成し未加入者に提案型の推進を行う。

《死亡廃用共済》

過去の共済金支払実績等から、事故リスクの高い酪農家に対しては、全ての共済事故を補償対象とした事故除外なしへの加入プランを提案し、相対的に事故リスクの低い肉用牛農家に対しては、補償対象となる共済事故を限定し掛金を抑えた事故除外方式への加入プランを提案する。

《疾病傷害共済》

危険段階別共済掛金率の設定方法が改正されたことにより、同等の掛金で補償額の選択範囲が拡大されたことを周知し、最高補償額での加入を推進する。また、肉用牛の評価額および支払限度率が引き上げられたことを踏まえ、肉用子牛を飼養している酪農家に対して肉用牛の補償を積極的に推進する。

引受目標は、死亡廃用共済 129,891 頭、疾病傷害共済 29,202 頭とする。

《死亡廃用共済》

・搾乳牛	23,568 頭
・育成乳牛	8,232 頭
・繁殖用雌牛	3,818 頭
・育成・肥育牛	21,196 頭
・種豚	9,683 頭
・肉豚	63,394 頭

《疾病傷害共済》

・乳用牛	20,390 頭
・肉用牛	7,100 頭
・種豚	1,712 頭

2. 実施方策

農業保険法、事業規程および要綱等に基づく適正な事務処理と引受の拡大に向け、次の事項に努める。

- (1) コンプライアンスに基づく適正な事務処理の徹底
- (2) 有資格農業者の把握並びに戸別訪問による新規加入の獲得
- (3) 提案型による加入推進
- (4) 子牛選択の推進

- (5) 指定獣医師との連携強化による加入推進
- (6) 危険段階別共済掛金率設定方法の改正内容について説明および周知

果樹共済

1. 引受計画

りんご・なしの栽培実態と有資格農業者を的確に把握するとともに、青色申告者には収入保険への加入を勧め、収入保険を選択しない農業者には、補償内容が充実した全相殺減収方式への加入を勧めるとともに、白色申告者には青色申告への切り替えを推奨する。

引受目標は、りんご 1,269a、なし 445a とする。

2. 実施方策

農業保険法、事業規程および要綱等に基づき、適正な事務処理を行うとともに、引受の拡大に向け、次の事項に努める。

- (1) コンプライアンスに基づく適正な事務処理の徹底
- (2) 有資格農業者の把握および未加入者への戸別訪問による加入推進
- (3) 青色申告者に対する収入保険への加入推進
- (4) 補償内容が充実した全相殺減収方式への加入推進
- (5) 白色申告者に対する青色申告への切り替えの推奨

畑作物共済（大豆）

1. 引受計画

大豆は、経営所得安定対策における畑作物の直接支払交付金の対象作物であることから、同対策に係る大豆の栽培実態および有資格農業者を的確に把握し、青色申告者には収入保険への加入を勧め、収入保険を選択しない農業者には、補償内容が充実した全相殺方式への加入を勧める。

引受目標は、1,412a とする。

2. 実施方策

農業保険法、事業規程および要綱等に基づき、適正な事務処理を行うとともに、引受の拡大に向け、次の事項に努める。

- (1) コンプライアンスに基づく適正な事務処理の徹底
- (2) 有資格農業者の把握および加入者への戸別訪問による加入推進
- (3) 青色申告者に対する収入保険への加入推進
- (4) 補償内容が充実した全相殺方式への加入推進

畑作物共済（蚕繭）

1. 引受計画

高齢化に伴う廃業や規模縮小により、養蚕農家数および収繭量は年々減少しているが、本県は繭生産量が全国の約4割を占める主要な養蚕県であることから、関係機関と連携し、有資格農業者を的確に把握して新規就農者へ加入を勧め、本県養蚕業の維持発展および養蚕農家の経営安定に努める。

引受目標は、275箱とする。

2. 実施方策

農業保険法、事業規程および要綱等に基づき、適正な事務処理を行うとともに、養蚕農家の経営安定を図るため、次の事項に努める。

- （1）コンプライアンスに基づく適正な事務処理の徹底
- （2）有資格農業者の把握および加入者への戸別訪問による加入推進
- （3）関係機関との連携強化

園芸施設共済

1. 引受計画

園芸用ハウスは、台風、大雪および降雹等の自然災害によって大きな損失を受けることが多く、それらの災害で受けた損失を補償する園芸施設共済への加入の重要性について施設園芸農家や関係機関等に積極的に呼びかけて引受拡大に取り組む。

具体的には、有資格農業者を的確に把握し、災害リスク啓発チラシおよび新規加入者ご紹介キャンペーンを活用した推進を実施する。さらに、戸別訪問および生産組織等との集団加入の推進により、農業者ニーズに応じた加入プラン提案等の施策を講じて新規加入者の獲得と継続加入者の完全確保を図り無保険者の解消に努める。

なお、令和8年度の目標戸数加入率を68%とし、目標達成に向けて職員一丸となって取り組む。

引受目標は、2,714戸とする。

2. 実施方策

農業保険法、事業規程および要綱等に基づき、適正な事務処理を行うとともに、引受の拡大に向け、次の事項に努める。

- （1）コンプライアンスに基づく適正な事務処理の徹底
- （2）数値目標およびターゲット設定に基づく推進計画の策定
- （3）継続加入者の確実な確保
- （4）有資格農業者の把握および未加入者への戸別訪問による加入推進
- （5）農業者ニーズに応じた加入プラン提案による加入推進
- （6）生産組織等との集団加入による加入推進

- (7) 関係機関等への加入推進協力の働きかけ
- (8) 災害リスク啓発チラシの配付
- (9) 新規加入者ご紹介キャンペーンによる引受拡大

建物共済・保管中農産物補償共済

1. 引受計画

自動継続特約および集団割引を付加した更改加入申込書の活用により、継続加入率100%を目標とする。また、新たに設定する新規加入者ご紹介キャンペーンを活用し、新規加入者の増加を図る。

あわせて、計画的な補完推進を実施し、個々のニーズに即した提案を行うことで、再加入の促進および未保険物件の獲得に努める。

さらに、近年多発している自然災害や落雷事故の発生時には、加入者ごとの加入内容を的確に把握し、ニーズに沿った提案型推進を実施する。

加えて、資源台帳を活用し、制度共済および収入保険加入者のうち建物共済未加入者への新規加入推進を行う。

引受目標は、総共済金額 8,996 億 6 千万円とする。

2. 実施方策

農業保険法および約款等に基づき、適正な事務処理を徹底するとともに、適正かつ十分な補償額の確保に向け、次の事項に努める。

- (1) コンプライアンスに基づく適正な事務処理の徹底
- (2) 自動継続特約の完全実施
- (3) 総合共済の加入推進
- (4) 適正な共済金額への加入推進
- (5) 未加入物件の新規加入推進
- (6) 事故調査時における提案型推進の実施
- (7) 各事業とのセット推進による新規加入者の獲得
- (8) 奨励事業を活用した新規加入者の獲得
- (9) 小損害実損填補特約の付帯推進
- (10) 新規加入者ご紹介キャンペーンによる引受拡大

収入保険

1. 引受計画

全国各地で多発する自然災害や、近年の不安定な国際情勢は、農業経営に深刻な影響を与えている。このような状況下、様々な予測不能なリスクによって生じる農業収入の減少を総合的に補填する収入保険制度の重要性はますます増加している。

収入保険の普及推進は、N O S A I 主催の会議はもとより、県・J A 等関係機関が

主催する各種会議・研修会等に参加し普及推進に努める。また、近年、高齢化等による廃業が増加するなど、農業を取り巻く状況は厳しいものとなっている。そのような状況のなか、新規就農者は各地域農業において重要な役割を担う存在となるため、関係機関と連携して加入推進を行う。

令和8年度の目標達成に向けて、今まで積み重ねた情報を基に、各地域の農業実態を踏まえた推進や、保険料等の助成措置を実施する市町村の農業者を中心に、メリハリをつけた推進を実施する。また、現在収入保険に加入している農業者の継続加入にも注力するとともに、新たに設定する新規加入者ご紹介キャンペーンを活用し、新規加入者の増加を図る。

引受目標は、1,850 経営体とする。

2. 実施方策

農業保険法・全国農業共済組合連合会事業規程・農業経営収入保険事業実施要領等に基づく適正な事務処理と引受の拡大に向け、次の事項に努める。

- (1) コンプライアンスに基づく適正な事務処理の徹底
- (2) 支所ごとに引受目標を設定し、進捗状況・優良事例・問題点等を共有化
- (3) 県・市町村・JA等、関係機関と連携した制度普及
- (4) 役職員のトップセールスによる加入推進
- (5) 職員研修会による制度内容の習得および普及推進力アップ
- (6) 農業共済事業と併せた加入推進
- (7) 白色申告者に対する青色申告者への切り替えの推奨
- (8) 関係機関等の各種会議・研修会に参加しての制度普及
- (9) 農閑期の効率的な加入推進
- (10) 県・市町村へ保険料等に対する助成依頼
- (11) 保険料等助成を実施する市町村の農業者への積極的な推進
- (12) 新規加入者ご紹介キャンペーンによる引受拡大

■ 損害評価の適正化方策

農作物共済

1. 見回り調査を実施し、生育・被害状況等を的確かつ早期把握に努め、実態に即した被害申告を促す。
2. 水稻の高温障害に対応するため、調査圃場に積算温度計を設置し、その結果に基づき関係機関の指導を得ながら必要に応じて迅速な注意喚起を行う。
3. 基礎組織役員および職員の損害評価技術の向上を図るため、水稻検見競技会を開催し、任務の重要性について認識を高めるとともに適正な損害評価を実施する。
4. 共済事故以外の原因による減収については、分割評価基準の適用を徹底し、分割評価の適正実施に努める。

家畜共済

1. 死廃事故の適正化

- (1) 加入農家・診療獣医師等に対して事故報告履行の徹底を周知するとともに、廃用事故認定基準細則を基に、次の「廃用等の範囲」を遵守する。

《廃用等の範囲》

- 1 号廃用 疾病または不慮の傷害によって死に瀕したとき。
- 2 号廃用 不慮の災厄によって救うことのできない状態に陥ったとき。
- 3 号廃用 骨折、は行、両眼失明又は農林水産大臣が指定する疾病（BSE・牛伝染性リンパ腫・創傷性心臓炎・放線菌症・歯牙疾患・顔面神経麻痺・不慮の舌断裂による採食不能）若しくは不慮の傷害であって、治癒の見込みのないものによって使用価値を失ったとき。
- 4 号廃用 盗難その他の理由によって行方不明となった場合において、その事実の明らかになった日から 30 日以上、生死が不明のとき。
- 5 号廃用 乳牛の雌、種雄牛又は種雄馬が治癒の見込みのない生殖器の疾病又は傷害によって繁殖能力を失ったとき（ただし、共済責任の始まった時以後に生じたものであること）。
- 6 号廃用 乳牛の雌が治癒の見込みのない泌乳器の疾病又は傷害により泌乳能力を失ったとき（ただし、分娩後 1 年以内の事故とし、事故の原因が共済責任の始まった時以後に生じたものであること）。
- 7 号廃用 出生子牛の奇形又は不具であることにより、将来の使用価値がないことが明らかとなるとき（前肢彎曲症、軟骨形成不全等）。

- (2) 死に瀕するもの以外の廃用事故については、指定獣医師等の協力を得て特定日・事前予約による効率的な確認を行い、引続き事故確認を完全実施する。

- (3) 土曜日の事故確認は、組合獣医師職員が対応することにより効率化を図る。

なお、ゴールデンウィーク、年末年始等の長期にわたる休日は、関係機関の死亡畜取り扱い状況を鑑み、実態に沿った事故確認を行う。

- (4) 指定獣医師等に画像による死亡事故確認の協力を依頼し、効率的な死亡事故確認を行う。

2. 病傷事故

- (1) 電子カルテシステム機能強化により、開業獣医師等への普及推進を図り、カルテ作成および内容審査等の業務合理化に努める。
- (2) 指定獣医師に対し、事故発生通知・病傷事故診断書等必要書類の期限内提出の周知徹底を図るとともに、提出遅延等の診断書については組合で定めた免責基準を適用する。
- (3) 指定外獣医師に対し、病傷事故診断書に係る診療費領収書等の提出を周知徹底する。
- (4) 内容審査において病傷事故給付基準に則した適正な審査を行うとともに、病傷事故診断書内容について1割以上の現地確認を徹底する。

3. 指定獣医師との連携強化

死産事故・病傷事故の事務処理の適正化を図るため、指定獣医師との連携を強化する。

果樹共済

- 1. 共済事故が発生したつど速やかに見回り調査を実施し、関係機関の指導を得ながら被害状況の早期把握に努める。
- 2. 農家からの被害申告に基づき、被害状況の把握に努め適正な損害評価を実施する。
- 3. 台風等の広域災害が発生した場合を想定し、職員を対象とした現地研修会を開催して評価技術の向上に努める。
- 4. 共済事故以外の原因による減収については、分割評価基準の適用を徹底し、分割評価の適正実施に努める。

畑作物共済（大豆）

- 1. 共済事故が発生したつど速やかに見回り調査を実施し、関係機関の指導を得ながら被害状況の早期把握に努める。
- 2. 農家からの被害申告に基づき、被害状況の把握に努め適正な損害評価を実施する。
- 3. 共済事故以外の原因による減収については、分割評価基準の適用を徹底し、分割評価の適正実施に努める。

畑作物共済（蚕繭）

- 1. 共済事故が発生したつど速やかに現地評価を実施し、関係機関の協力を得ながら被害状況・出荷量を把握して適正評価に努める。

2. 桑葉被害にあつては、速やかに見回り調査を行い収桑量並びに買桑量調査を実施するとともに、計画箱数に対応する桑園の適正申告について周知に努める。
3. 共済事故以外の原因による減収については、分割評価基準の適用を徹底し、分割評価の適正実施に努める。

園芸施設共済

1. 共済事故が発生したつど遅滞なく被害申告を行うよう促す。
2. 台風等の広域災害が発生した場合を想定し、職員を対象とした現地研修会を開催して評価技術の向上に努める。
3. 施設内農作物に被害が発生した時は、状況により関係機関の指導員等のアドバイスを仰いで適正な損害評価に努める。

建物共済

1. 適正な被害申告を促し、損害評価の迅速化を図るとともに、地震・台風・雪害等の広域災害発生時における損害評価体制および簡易評価方法を確立し、適正な損害評価と共済金の早期支払いに努める。
2. 職員を対象とした損害評価研修会を開催し、査定技術の向上および専門知識の習得を図る。
3. 近年、悪質業者による保険金詐欺等のトラブルが多発していることから、消費者庁および日本損害保険協会が発行する注意喚起資料等を活用し、加入者へ注意喚起を促す。
4. 適正かつ迅速な損害評価を実施するため、鑑定士等の外部専門機関と速やかに連携できる体制を整備する。また、モラルリスクが疑われる案件については、リサーチ会社等の外部機関へ調査を依頼し、不正請求の防止および抑止に努める。
5. 3級損害保険鑑定人の資格を有する職員の有効活用を図る。

■損害防止事業の実施方策

農作物共済

1. 加入者ニーズの把握に努め、防除薬剤の配付や土壌診断等、効果的な損害防止事業の実施に努める。
2. 農業事務所・J A等の関係機関と連携し、効果的な損害防止事業に努める。

家畜共済

1. 特定損害防止事業

共済事業の収支安定に資するため、農林水産大臣が定める特定疾病による損害防止事業を効率的かつ適正に実施する。主に乳牛で発生頻度の高い周産期病・乳房炎、肉牛で発生頻度の高い呼吸器疾患、これらの検査、指導を重点的に行うことにより被害率の低下に努める。

2. 一般損害防止事業

加入農家ニーズの把握に努め、薬剤などの損害防止品を配付し、効果的な損害防止事業の実施に努める。

果樹共済

1. 加入者ニーズの把握に努め、防除薬剤の配付や土壌診断等、効果的な損害防止事業の実施に努める。
2. 農業事務所・J A等の関係機関と連携し、効果的な損害防止事業に努める。

畑作物共済（大豆・蚕繭）

1. 加入者ニーズの把握に努め、防除薬剤配付等、要望に沿った効果的な損害防止事業の実施に努める。
2. 農業事務所・J A等の関係機関と連携し、効果的な損害防止事業に努める。

園芸施設共済

1. 加入者ニーズの把握に努め、防除資材配付等、効果的な損害防止事業の実施に努める。
2. 農業事務所・J A等の関係機関と連携し、効果的な損害防止事業に努める。

■ 執行体制の整備

業務運営および組織機能強化

1. 理事会は、定款および理事会運営規則に基づき四半期に1回および必要に応じて随時開催し、事業の執行計画に関する事項、事業の進行、成果および会計状況に関する事項、その他事務の執行上必要となる事項等について審議し、組合運営の健全性および適切性の確保に期する。

また、組合員理事研修会を開催し、適正な組合運営に向けた管理体制の構築に努める。

2. 監事会は、定款および監事監査規則に基づき年間の監査方針等の協議を行い、定時監査および必要に応じて臨時監査を開催し、組合の財産の状況および理事の業務執行状況を監査する。

また、定時監査に加え、財務の適正執行を図るため公認会計士による監査を実施する。

3. 定例支所長等会議・本所管理職会議を毎月開催し、ガバナンスを強化するとともにコンプライアンスおよび倫理意識の高揚を徹底して、不祥事の未然防止を図り適正な業務運営に努める。

4. コンプライアンス・プログラムを着実に実践し、職員が法令等を遵守する自覚・認識の醸成に努める。

5. 「リスク管理基本方針」に基づき、業務が適正に実施されているか正確に把握して管理体制の整備・改善に努める。

6. 監査室は独立性を確保し、年2回の内部検査および必要に応じて随時検査を実施するとともに職員との面談等の実施により業務形態および職場環境の改善に努め、法令遵守、内部けん制機能の拡充を図り不祥事件の未然防止に努める。

7. 業務執行体制は、事務機械化等の集中処理による管理・統括機能の強化に努める。
また、組織を挙げて更なる事業の効率化を図るとともに、これまで以上に戸別訪問を主とする事業推進等の充実・強化に取り組む。

8. 農業者の経営情報や推進時の訪問記録等をまとめた農家資源台帳を整備・活用し、提案型の加入推進に努める。

9. 支所運営協議会および地域事業検討委員会を軸に、事業推進体制の強化および関係機関等と連携を図り、円滑かつ効率的な農業保険の普及推進に努める。

10. 職務遂行能力や農業保険に関する知識の習得に向け、計画的に職員研修会等を開催するとともに、農水省やNOSA I協会が主催する研修会に参加する。

11. コンプライアンス体制の強化を図るとともに、個人情報等の取扱いについては、高いレベルのセキュリティ体制を確保し、職員に対して情報セキュリティポリシーの遵守を徹底する。

12. 業務の効率化や推進体制の強化を図るとともに、広域化した支所に適した業務体系の構築に努める。

13. N O S A I 女性の会の活動を推進するとともに、女性役員の登用に向けた組織体制の構築を進める。また、県の「ぐんま農村女性会議」と連携し、社会参画の推進に協力する。

事務機械化

1. 情報システム安全対策基準に基づき、情報セキュリティ対策の実施および適正な安全管理の実践に努める。
2. 情報等に係る安全保持および運用管理の効率化を図るため、機器およびシステム並びにデータの管理・保守を審査機関の認証を受けている業者に委託し一元管理する。
3. 事業や業務ごとに分散されているデータを統合管理するシステムの構築を目指し、業務の効率化や情報の有効活用に努める。
4. W e b 型の「農業保険システム」の導入計画に基づき、事務機械化の中長期計画を見直して運用するとともに安定稼働を図る。

広報

1. 農業保険の普及拡大のため、農業保険推進用のパンフレットやホームページ等を活用する。
2. 広報紙「N O S A I ぐんま」を発行し、県内農業者等へ農業保険の情報発信に努める。
3. 農業共済新聞「関東版」により近県の情報を提供するとともに、普及拡大に努める。
4. 一般新聞への広告掲載、ラジオコマーシャル、W e b 広告等により、多くの地域に情報を伝える対外広報の積極的な展開に努める。

■ 予算統制の方策

1. 事業計画に基づく事業の遂行および達成を図り、財源の確保に努める。
2. 資金計画および運用方針に基づき、信用リスク、市場リスク、流動性リスクを適切に管理し、安全かつ効率的な資金運用により収入確保に努める。
3. 運用管理委員会を四半期ごとおよび必要に応じて開催し、運用状況の報告と運用内容について確認および意見を求める。
4. 経常経費については、関係法令に基づき適正な執行に努めるとともに、業務運営の合理化・効率化により節減を図り、財務の安定化に努める。

■家畜診療所事業実施計画と実施方策

1. 実施計画

家畜診療業務を通じて家畜共済事業の推進に努めるとともに、診療を行う際は、畜産農家に対して十分なインフォームドコンセントを行い、各種検査（血液検査、糞便検査、超音波検査等）に基づいた根拠のある獣医療を提供する。研修や講習会への積極的な参加および定期的な勉強会を実施し、知識と技術の向上を図るとともに、研究活動を強化する。また、効果的な損害防止事業を実施し、繁殖検診等の生産獣医療の拡充を図ることにより、畜産農家の経営健全化に寄与する。さらに、関係機関等と連携し、防疫体制の強化と持続可能な畜産経営を支える体制を整備する。

2. 実施方策

農業保険法、事業規程および事務取扱要領等に基づく適正な事務処理および家畜診療を通じた診療業務の拡充に向け、次の事項に努める。

- (1) コンプライアンスに基づく適正な事務処理の徹底
- (2) 家畜共済事業の引受推進（引受率低位な肉用牛・種豚等の推進）
- (3) 特定損害防止事業（乳用牛・肉用牛等の繁殖障害・周産期疾患・乳房炎・運動器疾患・牛伝染性リンパ腫・呼吸器疾患、新生子異常等）の実施
- (4) 生産獣医療サービス（受精卵採卵・受精卵移植・人工授精・繁殖検診等）の拡充
- (5) 加入家畜の死亡事故確認・廃用認定業務等の実施
- (6) 関係機関および指定獣医師等との連携・協力
- (7) 豚熱（CSF）等の防疫業務への協力

共済目的の種類別の概数および計画

共済目的等 項目	組合員 等数	農作物共済			家畜共済									
		水稻	陸稲	麦	死麿						疾病傷害			
					搾乳牛	育成乳牛	繁殖用雌牛	育成・肥育牛	種豚	肉豚	乳用牛	肉用牛	種豚	
	戸	a	a	a	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	
区域内の概数(A)	42, 275	1, 500, 000	—	739, 700	22, 100	8, 920	7, 400	58, 620	51, 300	544, 700	31, 020	66, 020	51, 300	
本年度引受計画(B)	42, 275	半相殺方式	613, 325	0	83, 384	23, 568	8, 232	3, 818	21, 196	9, 683	63, 394	20, 390	7, 100	1, 712
		全相殺方式	47, 350	0	35, 304									
		品質方式	79, 163											
		災害収入共済方式			217, 538									
		計	739, 838	—	336, 226									
本年度引受率(B/A)	100		49. 3	—	45. 5	106. 6	92. 3	51. 6	36. 2	18. 9	11. 6	65. 7	10. 8	3. 3

共済目的等 項目	果樹共済（収穫）			畑作物共済				園芸施設共済										建物共済		
	りんご	ぶどう	なし	大豆	春蚕	初秋蚕	晩秋蚕	ガラス室		プラスチックハウス										
								I 類	II 類	I 類	II 類	III 類	IV 類 甲	IV 類 乙	V 類	VI 類	VII 類	農家建物		
区域内の概数 (A)	a 38,700	a 18,600	a 18,600	a 12,321	箱 174	箱 133	箱 195	棟 —	棟 189	棟 6	棟 17,385	棟 1,095	棟 955	棟 532	棟 136	棟 6,888	棟 117	棟 82,802		
本年度引受計画 (B)	半相殺方式	1,269	0	445	半相殺方式	1,141	111	55	109	0	128	1	11,713	738	644	359	92	4,641	79	77,288
	全相殺方式	0	0	0	全相殺方式	271														
	計	1,269	0	445	計	1,412														
本年度引受率 (B/A)		3.3	0	2.4		11.5	63.8	41.4	55.9	0.0	67.7	16.7	67.4	67.4	67.4	67.5	67.6	67.4	67.5	93.3

農業共済事業の規模

ア 農作物、家畜、果樹、畑作物（大豆・蚕繭）、園芸施設共済事業の規模

項目 共済目的等				引受		共済金額	共済掛金			保険料 C	交付金又は 納入保険料 B－C	手持共済掛金 A－C
				本年度予定	前年度実績		総額 A	国庫負担金 B	農家負担金			
農作物	水稲	半相殺方式		a 613,325	a 603,088	千円 5,671,651	千円 15,161	千円 7,577	千円 7,584	千円 6,239	千円 1,338	千円 8,922
		全相殺方式		47,350	46,929	440,964	1,804	902	902	573	329	1,231
		品質方式		79,163	78,227	646,471	5,767	2,883	2,884	3,426	△ 543	2,341
		計		739,838	728,244	6,759,086	22,732	11,362	11,370	10,238	1,124	12,494
	陸稲		0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	麦	半相殺方式		83,384	83,480	196,353	1,192	596	596	39	557	1,153
		全相殺方式		35,304	35,340	153,649	1,332	666	666	61	605	1,271
		災害収入共済方式		217,538	217,442	1,150,199	19,134	9,667	9,467	5,176	4,491	13,958
		計		336,226	336,262	1,500,201	21,658	10,929	10,729	5,276	5,653	16,382
	小計		1,076,064	1,064,506	8,259,287	44,390	22,291	22,099	15,514	6,777	28,876	
家畜	包括個別共済	死亡廃用	搾乳牛	頭 23,568	頭 22,768	千円 4,317,555	千円 176,927	千円 88,463	千円 88,464	千円 45	千円 88,418	千円 176,882
			育成乳牛	8,232	7,966	1,357,132	12,758	6,379	6,379	13	6,366	12,745
			繁殖用雌牛	3,818	3,631	1,211,986	7,248	3,624	3,624	11	3,613	7,237
			育成・肥育牛	21,196	20,183	6,681,152	48,505	24,252	24,253	49	24,203	48,456
			種豚	9,683	6,901	627,677	496	198	298	7	191	489
			肉豚	63,394	45,050	866,197	594	237	357	7	230	587
			計	129,891	106,499	15,061,699	246,528	123,153	123,375	132	123,021	246,396
		疾病傷害	乳用牛	20,390	20,289	582,871	189,912	94,956	94,956	5	94,951	189,907
			肉用牛	7,100	6,727	126,691	39,178	19,589	19,589	1	19,588	39,177
			種豚	1,712	422	1,134	156	62	94	1	61	155
			計	29,202	27,438	710,696	229,246	114,607	114,639	7	114,600	229,239
		小計			159,093	133,937	15,772,395	475,774	237,760	238,014	139	237,621

※農作物共済麦の前年度実績は、決算時の引受面積を記入。 家畜共済の前年度実績は、期首引受実績。

項目 共済目的等			引受		共済金額	共済掛金			保険料 C	交付金又は 納入保険料 B－C	手持共済掛金 A－C	
			本年度予定	前年度実績		総額 A	国庫負担金 B	農家負担金				
果樹	りんご	半相殺方式	a 1,269	a 1,101	千円 100,980	千円 3,837	千円 1,918	千円 1,919	千円 2,181	千円 △ 263	千円 1,656	
		全相殺方式	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		計	1,269	1,101	100,980	3,837	1,918	1,919	2,181	△ 263	1,656	
	ぶどう		0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	なし	半相殺方式	445	337	41,740	2,337	1,168	1,169	1,615	△ 447	722	
		全相殺方式	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		計	445	337	41,740	2,337	1,168	1,169	1,615	△ 447	722	
	小計		1,714	1,438	142,720	6,174	3,086	3,088	3,796	△ 710	2,378	
	畑作物	大豆	半相殺方式	1,141	560	1,516	7	4	3	1	27	66
			全相殺方式	271	0	1,237	80	44	36	20		
計			1,412	560	2,753	87	48	39	21			
蚕繭		箱	箱									
		春蚕	111	108	7,110	83	42	41	20	22	63	
		初秋蚕	55	55	3,500	18	9	9	2	7	16	
		晩秋蚕	109	105	6,560	100	50	50	17	33	83	
		計	275	268	17,170	201	101	100	39	62	162	
小計				19,923	288	149	139	60	89	228		
園芸施設	ガラス室	I類（木造）	棟 0	棟 0	千円 0	千円 0	千円 0	千円 0	千円 0	千円 0	千円 0	
		II類（鉄骨）	128	126	1,794,278	11,023	5,511	5,512	3,280	2,231	7,743	
	プラスチックハウス	I類（木竹）	1	1	62	1	0	1	1	1	0	
		II類（パイプ）	11,713	10,640	5,553,913	87,619	43,809	43,810	33,980	9,829	53,639	
		III類（鉄骨下）	738	520	3,002,148	40,693	20,346	20,347	16,925	3,421	23,768	
		IV類（甲）	644	472	4,202,822	28,779	14,389	14,390	11,186	3,203	17,593	
		IV類（乙）	359	258	3,048,858	16,512	8,256	8,256	3,529	4,727	12,983	
		V類（鉄骨上）	92	63	617,884	3,076	1,538	1,538	849	689	2,227	
		VI類（雨よけ施設等）	4,641	4,497	1,750,568	16,067	8,033	8,034	2,262	5,771	13,805	
		VII類（多目的ネット）	79	80	64,029	586	293	293	109	184	477	
		小計	18,395	16,657	20,034,562	204,356	102,175	102,181	72,121	30,054	132,235	
合計				44,228,887	730,982	365,461	365,521	91,631	273,830	639,351		

（注）果樹・畑作物・園芸施設共済はラウンドのため一致しない場合がある。

イ 任意共済事業の規模

項目 共済目的等		引受		共済金額	共済掛金			保険料 B	保険手数料 C	手持共済掛金 A－(B－C)
		本年度予定	前年度実績		掛金総額	純掛金 A	事務費			
建物共済関係	建物総合	棟 12,725	棟 12,725	万円 14,523,175	千円 316,691	千円 218,608	千円 98,083	千円 95,007	千円 31,827	千円 155,428
	収容農産物Aタイプ	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	収容農産物Bタイプ	0	0	0	9	6	3	3	1	4
	建物火災	64,563	64,563	75,442,730	600,997	330,738	270,259	180,299	73,021	223,460
	計	77,288	77,288	89,965,905	917,697	549,352	368,345	275,309	104,849	378,892
	保険割合 30%						保険手数料率 建物火災40.5% 建物総合33.5% 収容農産物25.5%			
保管中農産物補償共済	保管中農産物補償Aタイプ	棟 0	棟 －	万円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0
	保管中農産物補償Bタイプ	0	－	0	0	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	保険割合 100%						保険手数料率 Aタイプ15.0% Bタイプ15.0%			